

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、雨水を有効利用する村民や村内事業所を支援し、地下水かん養、雨水流出抑制、災害時の生活用水確保を図り、循環型まちづくりを推進するため、雨水貯留施設に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、筑北村補助金等交付規則（平成17年筑北村規則第36号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において「雨水貯留施設（以下、「施設」という。）」とは、雨水を貯留するための構造をもった施設で、住宅、事業所の雨どい等に接続し架台等に固定して設置されているものとし、給水のための施設を含めたものをいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、村税等の滞納のない者で自らが居住するために筑北村内の住宅、事業所に施設を設置しようとする者又は所有者の同意を得た占有者とする。

(補助対象経費及び補助率)

第4条 補助金交付の対象となる経費及び補助率は、次の表のとおりとする。

対象経費	容量	補助率		備考
施設の購入設置に要する経費で村長が認めたもの	100リットル以上 500リットル未満	2分の1以内。 ただし、1基 25,000円 を限度	補助額に100円 未満の端数がある ときは、これを切 り捨てるものとす る。	一つの建築物 ごとに1基を 限度とする。
	500リットル以上	2分の1以内。 ただし、1基 50,000円 を限度		

(補助金交付の条件)

第5条 設置者は、設置した施設の定期的な点検及び清掃をし、冬期は凍結による破損防止のため水抜きをするなど適正に維持管理をするよう努めるものとする。

(補助金の申請)

第6条 申請者は、筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- (1) 見積書及び内訳書の写し
- (2) 位置図・計画図
- (3) 設置前の写真
- (4) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 村長は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定することとする。

2 村長は、前項の規定により補助金を交付すべきと認めたときは、申請者に対し、筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(変更等承認申請)

第8条 補助金の交付決定を受けた者は、前条第2項に規定する決定の通知を受けた後において、補助金交付申請の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金変更・中止・廃止承認申請書（様式第3号）を村長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 村長は、前項の変更等の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めたときは筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金変更・中止・廃止承認通知書（様式第4号）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 申請者は、施設の設置を完了した日から15日以内又は交付決定の日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金実績報告書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

- （1） 領収書の写し
- （2） 位置図・しゅん工図
- （3） 設置後の写真
- （4） その他村長が必要と認める書類

（補助金の額の確定）

第10条 村長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金確定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 設置者は、事業確定通知を受けた後、補助金を請求するときは補助金請求書（様式第7号）により村長に請求するものとする。

（補助金の交付の取消し及び返還）

第12条 村長は、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の決定を取消し又は既に交付した補助金の返還を命ずることができる。

- （1） この補助金要綱に違反したとき。
- （2） 前号に掲げる場合のほか、不正の行為があったとき。

（その他）

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金交付申請書

年 月 日

筑北村長 様

申請者 住 所
(事業所名)
氏 名 ⑩
電 話 ()

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

設 置 場 所	筑北村 (自宅・事業所)
製 品 名 及 び 設 備 内 容 等	
容 量	リットル
設 置 完 了 予 定 年 月 日	年 月 日
補 助 対 象 事 業 費	円
補 助 金 申 請 額	円

添付書類

- (1) 見積書及び内訳書の写し
- (2) 位置図・計画図
- (3) 設置前の写真
- (4) その他

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金の交付申請をするにあたり、世帯又は事業所の村税等納付状況を調査することに同意します。

申請者 _____ ⑩

様式第2号

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金交付決定通知書

番 号
年 月 日

様

筑北村長

年 月 日付けで申請のあった筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金交付申請について、下記
のとおり決定したので通知します。

記

1 補助金交付決定額 円

様式第3号

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金変更・中止・廃止承認申請書

年 月 日

筑北村長 様

住 所
(事業所名)

氏 名

⑩

電 話 ()

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった筑北村住宅等用雨水貯留施設設置に係る補助金について、申請の内容を下記のとおり変更・中止・廃止したいので承認してください。

記

1 変更・中止・廃止の内容

2 変更・中止・廃止の理由

(添付書類)

見積書、位置図、見取図、変更設計等に変更内容がわかる書類

様式第4号

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金変更・中止・廃止承認通知書

番 号
年 月 日

様

筑北村長 ⑩

年 月 日付けで変更・中止・廃止申請のあった筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金変更・中止・廃止承認申請書について、下記のとおり承認することに決定したので通知します。

記

- 1 この補助金の交付に対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった事業とし、その内容は、筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金変更・中止・廃止承認申請書に記載のとおりとする。

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金実績報告書

年 月 日

筑北村長 様

住 所
(事業所名)
氏 名 ⑩
電 話 ()

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金の交付に係る事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

設 置 場 所	筑北村 (自宅・事業所)
製 品 名 及 び 設 備 内 容 等	
容 量	リットル
設 置 完 了 年 月 日	年 月 日
補 助 対 象 事 業 費	円
補 助 金 額	円

添付書類

- (1) 領収書の写し
- (2) 位置図・しゅん工図
- (3) 設置後の写真
- (4) その他

様式第 6 号

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金確定通知書

番 号
年 月 日

様

筑北村長

年 月 日付けで実績報告のありました標記事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金交付要綱第 11 条の規定により通知します。

補助金交付確定額 金 円

様式第7号

筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金交付請求書

年 月 日

筑北村長 様

住 所
(事業所名)
氏 名
電 話 ()

印

年 月 日付け 第 号で補助金額の確定のありました筑北村住宅等用雨水貯留施設設置補助金を、下記のとおり請求します。

記

請求金額 _____ 円

振 込 先 口 座	金融機関名	
	支店等名	
	口座種別	普通・当座・その他 ()
	口座番号	
	(フリガナ) 口座名義人	